

お知らせ

記者発表資料

令和8年6月10日
15:30以降

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

宅地建物取引業者に対する監督処分について

中国地方整備局は、本日、株式会社ALL INに対し、宅地建物取引業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 建政部 建設産業課

082-221-9231 (代表)

【担当】

不動産業適正化推進官 上平 (かんびら) (内線6110)

建設産業課 課長補佐 上田 (うえだ) (内線6144)

別 紙

令和8年6月 10日
中国地方整備局

宅地建物取引業者に対する監督処分について

中国地方整備局は、本日、下記のとおり株式会社ALL INに対し、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）に基づく監督処分を行いましたので、お知らせします。

1 処分対象業者

所在地：広島県広島市中区中町

株式会社ALL IN 代表取締役 澄川 大輔

国土交通大臣許可（1）10434号

免許年月日 令和5年6月15日

2 処分の内容

法第65条第2項第2号に基づく業務停止処分

3 業務停止期間

令和8年6月24日から令和8年7月23日までの30日間

4 停止を命ずる業務の範囲

宅地建物取引業にかかる全部の業務

5 処分の理由

株式会社ALL INは、令和8年1月29日に公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会の社員の地位を失ったが、当該地位を失った日から1週間以内に営業保証金を供託しなかった。

このことは、法第64条の15前段の規定に違反し、これは法第65条第2項第2号に該当する。